

㊦ 丸梅株式会社

(2010年度版)

## 【はじめに】

本書は、平成 22 年 3 月期における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

## 【主な記載事項について】

### 1. 会社の概況

- 「会社の沿革」 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
- 「会社の目的」 定款に記載された当社の目的を記載しています。
- 「事業の内容」 当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
- 「財務の概要」 平成 22 年 3 月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
- 「主要株主名」 所有株式数の多い株主 10 名の氏名、所有株式数等を記載しています。
- 「役員の状況」 当社の役員の氏名、生年月日等を記載しています。
- 「従業員の状況」 当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

### 2. 営業の状況

- 「営業方針」 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
- 「当社及び当業界を取巻く環境」 内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
- 「営業の経過及び成果」 当社の平成 21 年度における業績について記載しています。
- 「対処すべき課題」 当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
- 「受託業務管理規則」 当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

### 3. 経理の状況

#### 「財務比率」

#### (a) 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額 ( )}}{\text{リスク額 ( )}} \times 100$$

(「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく商品取引所法施行規則(以下、「施行規則」という。)第 38 条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額「市場リスク」という。)と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額(「取引先リスク」という。)とがあり、同法第 211 条第 1 項に基づく施行規則第 99 条の規定により算出したものです。)

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額 ( )}}{\text{資本金額}} \times 100$$

(「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記 (a) の純資産額とは計算が異なります。)

資本金に対する純資産の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金額}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}} \times 100$$

総資産に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額 ( )}} \times 100$$

(「総資産額」とは、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。)

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産に占める自己資本の割合をみたものです。

( f ) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額( )}} \times 100$$

( 「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記 ( a ) の純資産額とは計算が異なります。)

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

( g ) 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

## 1. 会社の概況

### 会社名等

商品取引員名 丸梅株式会社  
代表者名 代表取締役社長 細金 英光  
所在地 東京都中央区日本橋兜町7番2号  
電話番号 03-3664-8751(代)

### 会社の沿革

当社は、昭和38年7月に有価証券の委託販売を主な目的として設立された株式会社であり、その後昭和41年10月に梅原米穀株式会社より穀物商品取引業務に関する営業権を譲り受け、同年12月から商品仲買人（現商品取引員）として営業しております。

年 月	概 要
昭和38年7月	東京都中央区日本橋兜町二丁目14番地において、有価証券の委託売買を主な目的として、資本金800万円で「丸梅株式会社」を設立
昭和41年10月	資本金を1,250万円の増資
昭和41年11月	東京穀物商品取引所仲買人としての営業を行うために定款の営業目的を変更 資本金を5,000万円の増資
昭和41年12月	東京穀物商品取引所 仲買人 に加入
昭和43年6月	資本金を5,500万円の増資
昭和44年6月	資本金を6,000万円の増資
昭和45年6月	資本金を7,200万円の増資
昭和46年1月	東京穀物商品取引所 取引員 として主務官庁より許可を受ける
昭和46年6月	資本金を8,000万円の増資
昭和47年6月	資本金を10,000万円の増資
昭和56年3月	東京砂糖取引所（現東京穀物商品取引所）会員加入
昭和57年2月	東京金取引所（現東京工業品取引所）会員加入
昭和59年3月	本社を東京都中央区日本橋茅場町二丁目17番9号に移転
昭和61年7月	資本金を9,000万円の減資
平成12年2月	本社を東京都中央区日本橋茅場町二丁目8番1号に移転
平成12年3月	株式会社フジトミが当社の株式48.85%を取得
平成14年1月	東京工業品取引所 貴金属市場 会員脱退
平成14年5月	株式会社フジトミが当社の株式50.00%を取得し同社の連結対象子会社となる
平成14年9月	株式会社フジトミが当社の株式100.00%を取得
平成15年3月	本社を東京都中央区日本橋兜町7番2号に移転
平成16年1月	中部商品取引所（現中部大阪商品取引所） 石油市場 における取引の受託業務許可を受ける
平成17年4月	資本金を30,000万円の増資
平成17年10月	中部商品取引所（現中部大阪商品取引所） 鉄スクラップ市場 における取引の受託業務許可を受ける
平成19年2月	中部大阪商品取引所 鉄スクラップ市場 受託会員脱退
平成21年8月	受託会員より取次者へ業態変更

## 会社の目的

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

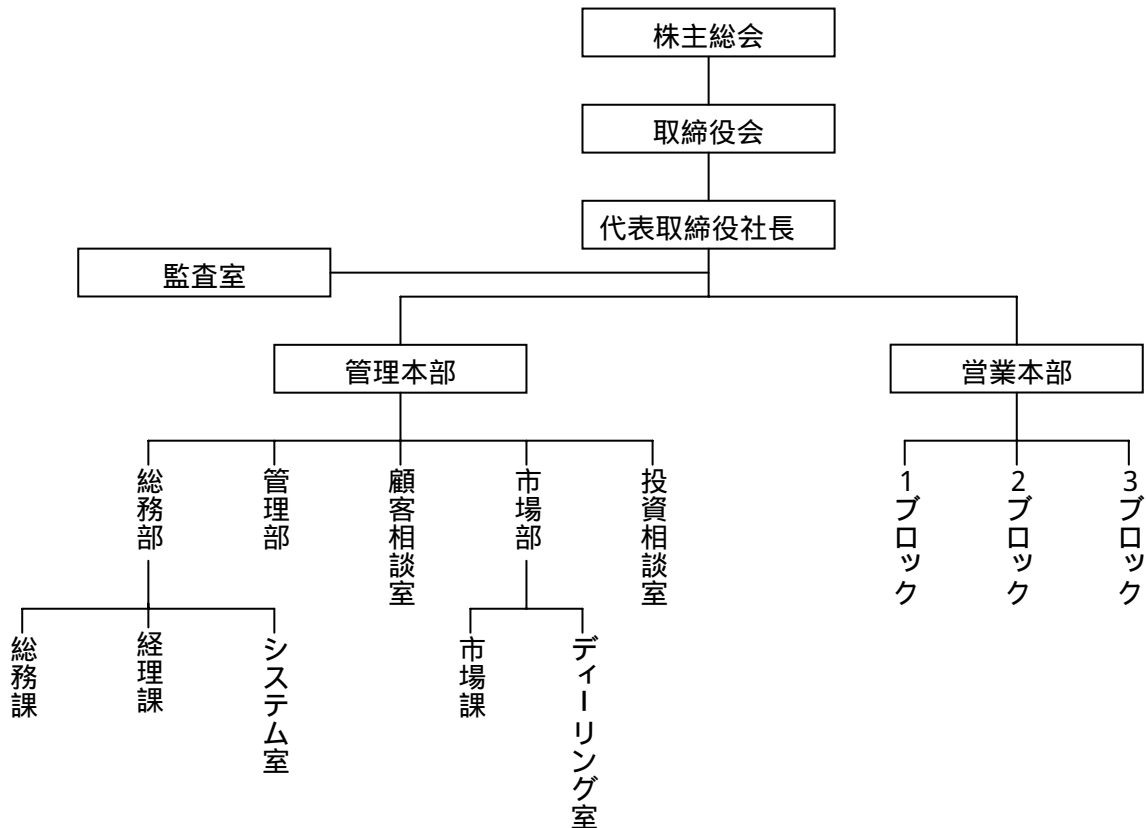
1. 商品取引所法に基づく商品先物市場における上場商品（商品指数、オプションを含む）の  
売買、取次及び受託業務
2. 商品投資販売業務及び商品投資顧問業務
3. 外国為替取引業務
4. 金融先物取引業務
5. 有価証券の保有及び売買
6. 次の物品の売買、輸出入業務
  - イ. 農産物、砂糖、コーヒー豆、ゴム及び綿糸
  - ロ. 金、銀、白金、パラジウム等の貴金属
  - ハ. 銅、アルミ及び鉄スクラップ等の金属
  - ニ. 原油及びガソリン、ナフサ、灯油、軽油等の石油製品
7. 不動産の取得及びその利用
8. 前各号に付帯する一切の業務

（注）上記のうち\_\_\_\_\_線部分の事業は、現在行っておりません。

## 事業の内容

### （1）経営組織

当社の経営組織は、次のとおりです。



(2) 業務の内容

(a) 主たる業務

イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第 190 条第 1 項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品取引受託業務の許可を得た商品取引員であり、下記の商品市場の受託会員として、当該商品市場における取引の受託業務(商品取引所への注文の執行を受託業務の許可を受けた商品取引員を通して行う取次業務)を行っております。

(許可番号：農林水産省「指令 17 総合第 34 号」経済産業省「平成 17・04・05 商第 3 号」)

取引所名	市場名					上場品目名
	貴金属	石油	ゴム	農産物	砂糖	
東京工業品取引所						金(標準取引)、金(ミニ取引)、銀、白金(標準取引)、白金(ミニ取引)、パラジウム
						ガソリン、灯油、原油
						RSS3号
東京穀物商品取引所						小豆、一般大豆、とうもろこし、アラビカコーヒー生豆、ロブスタコーヒー生豆、Non-GMO大豆
						粗糖
中部大阪商品取引所						金
						ガソリン、灯油

上記取引所における取引の注文執行については、取引所の受託会員に委託しております。

ロ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は上記イに掲げた商品市場において行っております。

(b) 従たる業務

該当事項はありません。

## 営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本 社	東京都中央区日本橋兜町7番2号	03 - 3664 - 8751

## 財務の概要

決算年月 平成21年3月期

(a) 資本金	300,000千円
(b) 純資産額 1	364,460千円
(c) 総資産額	1,022,422千円
(d) 営業収益 (うち、受取委託手数料)	326,378千円 (390,547千円)
(e) 経常損失	237,706千円
(f) 当期純損失	215,085千円

- 1 純資産額は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出しております。

## 発行済株式総数

発行済株式の総数 250,000株 (平成22年3月31日現在)

(注) 当社の株式は非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

## 主要株主名

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
株式会社 フジトミ	東京都新宿区大久保一丁目3番17号	250千株	100%
計		250千株	100%

## 役員状況

役名及び職名	氏名 生年月日	所有株式数
代表取締役社長	細金 英光 昭和 41 年 2 月 20 日	千株 なし
取締役	上田 勤 昭和 26 年 12 月 3 日	なし
取締役	神田 正満 昭和 36 年 9 月 15 日	なし
取締役（非常勤）	乙守 哲郎 昭和 19 年 1 月 31 日	なし
取締役（非常勤）	新堀 博 昭和 31 年 12 月 13 日	なし
監査役（非常勤）	茅根 伸年 昭和 27 年 5 月 22 日	なし

## 従業員の状況

	総計	男女別		営業・非営業	
		男	女	営業	非営業
従業員数	41 人	36 人	5 人	25 人	16 人
平均年齢	37.6 才	39.0 才	27.5 才	34.5 才	42.3 才
平均勤続年数	6.5 年	6.9 年	3.8 年	4.1 年	10.2 年
外務員数	33 人	32 人	1 人		

## 2. 営業の状況

### 営業方針

当社は、「お客様に商品先物取引に係るすべてのサービスを誠実に提供する企業を目指す」との企業理念のもと、お客様との接点を大切にする「対面営業」を第一と考え、主力取扱商品である石油並びに農産物の需給動向や国際商品に多大な影響を与える為替動向の情報収集に努めております。また外務員の資質向上の為、ライフプラン全般にわたってアドバイスができるようファイナンシャルプランナーの資格取得を奨励しております。

### 当社及び当業界を取巻く環境

当期における国内環境は、民主党を中心とした鳩山連立政権が誕生し、16年ぶりに政権交代が行われ政治の面で大きな転換期を迎えました。また、経営環境としては、エコポイント制度やエコカー減税による効果の兆しが見えつつも、一昨年の金融危機から続く景気の低迷は、デフレの進行とトバイの信用不安に端を発した円高が多くの企業にダメージを与え、企業収益に及ぼす影響が懸念される年となりました。景気の先行きに不透明感があり、二番底懸念が払拭できないなか、政府は雇用、環境、地方支援などのセーフティネット拡充を中心とした緊急追加経済対策を取り纏め景気回復・デフレ克服のための施策を打ち出しました。

デフレや下振れ懸念に揺れる日本経済以上に、商品先物業界はかつて経験したことのない厳しい状況に置かれております。東京工業品取引所など国内4商品取引所の2009年の売買高は、前年比33%減の3,555万枚で6年連続で減少いたしました。景気低迷を背景に実需家からの資金流入が急減し、投資家リスク許容度も低下し、国内の商品先物離れに歯止めが掛かりません。当社の主力であります東京穀物商品取引所の09年の売買高は、一般大豆の売買高が前年比2.5倍に増えたにもかかわらず、他の商品が大幅に落ち込んだ結果、前年度比43%減となり、中部大阪商品取引所の売買高も前年度比46%減となりました。

このような環境のなかで、当社は、昨年8月に親会社である株式会社フジトミを取次先とする取次者に業態変更いたしました。

### 営業の経過及び成果

#### (1) 受取手数料部門

委託売買高は、221,626枚(前期比30.8%減)となり、受取手数料は、390,547千円(前期比34.5%減)となりました。

#### (2) 売買損益部門

商品先物取引自己売買業務は64,169千円の売買損でした。市場別では農産物市場が6,568千円、石油市場が57,600千円の売買損となっております。

これらの結果、当会計年度の業績は営業収益326,378千円(前年比50.8%減)、経常損失237,706千円、当期純損失215,085千円となりました。

事業年度における受取手数料及び売買損益は、次の通りであります。

## ( a ) 受取手数料

( 単位 : 千円 )

期 別 商品市場名	第 47 期 ( 自 平成 21 年 4 月 1 日 ) ( 至 平成 22 年 3 月 31 日 )
商品先物取引	
農 産 物 市 場	1 1 0 , 4 8 6
石 油 市 場	2 4 4 , 4 1 6
貴 金 属 市 場	3 5 , 6 4 4
ゴ ム 市 場	0
砂 糖 市 場	0
合 計	3 9 0 , 5 4 7

(注) 1 . 消費税は含まれておりません。

2 . 千円未満は切り捨てて表示しております。

## ( b ) 売買損益

( 単位 : 千円 )

期 別 商品市場名	第 47 期 ( 自 平成 21 年 4 月 1 日 ) ( 至 平成 22 年 3 月 31 日 )
商品先物取引	
農 産 物 市 場	6 , 5 6 8
石 油 市 場	5 7 , 6 0 0
貴 金 属 市 場	0
ゴ ム 市 場	0
砂 糖 市 場	0
その他の売買損益	0
合 計	6 4 , 1 6 9

(注) 1 . 消費税は含まれておりません。

2 . 千円未満は切り捨てて表示しております。

## (c) 売買高

(単位：枚)

期別 内訳 商品市場名	第47期 (自 平成21年4月1日) (至 平成22年3月31日)		
	委託	自己	合計
商品先物取引			
農産物市場	55,788	46,471	102,259
石油市場	156,354	37,529	193,883
貴金属市場	9,484	0	9,484
ゴム市場	0	0	0
砂糖市場	0	0	0
合計	221,626	84,000	305,626

**対処すべき課題**

我が国の商品先物市場は、新生の「商品先物取引業」となるために業界がこの一年間に解決しなければならない課題はそれぞれ重く、「不招請勧誘禁止」により個人営業中心の事業者は、新しいビジネスモデルの構築を迫られております。また、今夏には、商品取引所と金融商品取引所との相互乗り入れに関する制度が整備され、新たな参入も想定されます。今秋を目処に進められている東工取と東穀取との取引システム一元化は、新規参入上のコスト的観点から、より革新的な実現が期待されております。会員会社の経営は今、未曾有の苦境に立たされており、廃業などで業界から退場する会員が後を絶ちません。

当社といたしましても、商品市場の復活・再生の年とするため気概を持って乗り切っていく必要があります。これまで以上にコンプライアンス重視の姿勢を徹底し、財務活動の充実、コスト管理の徹底などと併せて経営管理体制の一層の強化を進めてまいり所存でございます。

## 受託業務管理規則

### (目的)

第1条 この規則は、委託者に対して誠実かつ公正な受託業務を遂行し、もって委託者保護に資することを目的としてその適正な運営及び管理について必要な事項を定める。

### (管理担当班組織)

第2条 当社は、受託業務に係わる管理体制を明確にするため、管理部を主体として、管理担当班を配置する。

2 受託業務に係わる総括管理及び次条に定める管理担当班の職務の総括調整を行うため、総括管理責任者を置く。

3 総括管理責任者及び管理担当班責任者は、次の者がその任にあたる。

(1) 総括管理責任者は管理担当役員とする。なお不在の際の措置として、管理担当班責任者を副責任者と定める。

(2) 管理担当班責任者は管理部責任者として総括管理責任者が任命する。なお一時的な不在の際の措置として管理部次席者で管理担当班責任者が任命した者がこれに対応する。

### (管理担当班の職務)

第3条 当社は、受託業務に係わる運営についての責任体制を明確にするため、次のとおり管理担当班の職務を定める。

#### (1) 総括管理責任者

本規則に定める管理措置の遂行状況及び遵守状況を確認し決裁を行う。また必要に応じて管理担当班責任者並びに営業部門責任者に対して指導・勧告を行うものとする。

前号の状況を定期的に取り締役に報告し、改善を要する事項がある場合は取締役会に具申し、具体的な改善措置を講ずるものとする。

#### (2) 管理担当班責任者

「口座設定申込書」及び「顧客カード」に基づく顧客の選別管理及び適合性の審査による受託の適否の決定並びに保管整備。

委託者の資金力・取引経験等、適格性の審査からみて不相応と判断される取引の抑制。

商品先物取引の経験のない委託者からの受託に係わる取扱い要領に基づく審査。

登録外務員等の委託者に対する連絡サービス状況の把握及び営業部門に関する指導。

外務員に対する関係法令諸規則等の遵守状況の監視並びに不適正な事実を発見した場合の迅速適切な措置。

取引内容に異常な兆候が認められた場合の迅速適切な措置。

「残高照会回答書」及び「お取引のアンケート」等の申出事項による迅速な対応、並びに指導。

委託者からの苦情・紛争に対する適切な対応及び今後の苦情再発防止のための指導。

過去に恣意的に紛争等を多発した委託者の参入防止措置。

商品先物取引に必要な知識の啓蒙普及並びに委託者の理解度を向上させるために必要な措置。

その他、委託者の保護育成に必要と認められる事項。

### **(勧誘行為及び取引意思の確認)**

第4条 当社は、次の各号に該当する勧誘行為を行わないこととし、また、取引意思の確認を行うものとする。

- (1) 顧客の迷惑な時間帯を考慮し、原則として午後10時から午前7時までの間は勧誘を行わないこととする。
- (2) 顧客に対し、威迫し、困惑させ、または不安の念を生じさせるような勧誘を行わないこととする。
- (3) 委託を行わない旨の意思表示(勧誘を受けることを希望しない旨の意思表示を含む)を明確にされた者に対して、勧誘を継続し、又はその後の勧誘を行わないこととする。
- (4) 顧客の意思に反しての長時間(3時間を目安とする)にわたる勧誘や誤解を招く勧誘及び顧客が迷惑であると表明した時間・場所・方法での勧誘を行わないこととする。
- (5) 勧誘に先立って顧客に会社の商号、登録外務員の氏名、商品先物取引についての勧誘であること等の告知をした上で、顧客に勧誘を受ける意思の有無を確認することとする。
- (6) 勧誘拒否者に対する再勧誘を防止するため、勧誘拒否の申し出があった際には、即時に発信禁止リストに勧誘拒否者を登録し、発信規制が制御可能なシステムを使用する。
- (7) 取引意思を確認するための手続きについては、第6条適合性の審査の定めに従って講ずるものとする。
- (8) 本条(4)から(6)の各段階における委託者の意思を確認したこと等について、登録外務員は顧客の意思表示の内容等を記録した書面を作成し(外務員日誌・管理者日誌)3年間保存する。ただし、取引に至らなかった顧客については不要とする。

### **(商品先物取引不適格者の参入防止)**

第5条 当社は、次の各号に該当する者に対しては、いかなる事由があろうとも商品先物取引の委託の一切の勧誘及び受託を行わないこととする。

- (1) 未成年者・成年被後見人・被保佐人及び精神障害者・被補助人・知的障害者・認知障害者
- (2) 母子家庭該当者及び生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- (3) 長期療養者・長期入院患者等これに準ずる者及び随時連絡のとれない者
- (4) 破産者で復権を得ない者
- (5) 商品取引をするために借入れを行う者
- (6) 元本欠損、又は元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引をしたくない者

2 当社は、次の各号に該当する者に対しては、適合性の原則に照らして不適当と認められるので、原則として勧誘及び受託は行わないこととする。但し、次項に掲げる要件を満たす場合にあってはこの限りでない。

- (1) 恩給・年金・社会保険給付金等により主に生計を維持する者で、年金等の収入が収入全体の過半を占めている者
- (2) 自宅治療者等医療費が収入の一定額を占めている者
- (3) 専業主婦等一定の所得を有しない者
- (4) 高齢者(70歳以上)

- ( 5 ) 年間の総収入が 500 万円に満たない者
  - ( 6 ) 社会経験の乏しい 30 歳未満の若年者
  - ( 7 ) 「投資可能金額」を超える取引証拠金を必要とする取引を行なおうとする者
  - ( 8 ) その他商品先物取引を行う適格性に欠けていると認められる者
- 3 前第 2 項各号に該当する場合の例外の要件は以下のとおりとする。
- ( 1 ) 本則第 5 条第 2 項第 1 号から第 3 号及び第 5 号については、顧客が申告した投資可能金額の裏付けとなる資産を有しており、それを証明できる場合。
  - ( 2 ) 本則第 5 条第 2 項第 4 号については、当該顧客が職業を有しており、一定の収入がある者、または投資可能金額が全損しても生活に支障のない資金であることの証明があること。直近 3 年間に延べ 90 日以上の商品先物取引を行うのにふさわしい十分な投資経験があると認められること及び商品先物取引の仕組み・リスクその他説明を受けた事項を的確且十分に理解している場合。
  - ( 3 ) 本則第 5 条第 2 項第 6 号については、十分な資産の裏付けがあると共に、商品先物取引の仕組み・リスクについて理解していることが証明できる場合。
  - ( 4 ) 本則第 5 条第 2 項第 7 号については、商品先物取引に習熟していると客観的に判断できること、及び資産状況が確認できる具体的な記載及び変更しようとする投資可能金額が、顧客の生計に影響の及ぼさない額であることを確認できる旨の申出書の提出がある場合。
  - ( 5 ) 上記第 1 号から第 4 号の例外的要件の各号については、顧客本人の自書により自らが適合性原則に照らして原則として不適当と認められる対象者であることを理解していると共に、例外の要件を満たすことについて確認している旨の書面による申告があり、総括管理責任者が正当な理由があると認めた場合に限るものとする。
- 4 前第 2 項第 5 号及び第 6 号に該当する委託者にあつては、原則として当初初回の建玉時に預託する取引証拠金等の額を、投資可能金額の 3 分の 1 または 300 万円のいずれか低い金額までに制限するものとする。
- 5 前第 1 項各号に該当しない者であっても、管理担当班責任者がその者の資金力、理解度等からみて商品先物取引を行うにふさわしくないと認定した者に対しては、委託の勧誘及び受託を行わないこととする。

#### (適合性の審査)

第 6 条 当社は、商品先物取引不適格者の参入を防止するとともに、参入する者の適合性を的確に判断するため、次の各号に定める要項により、審査を行うものとする。

- ( 1 ) 担当外務員は、勧誘の適否の判断のため、顧客に係わる「見込客カード」を作成し、管理担当班責任者の審査を受けることとする。
- ( 2 ) 勧誘段階及び審査において適合性を有しないと判断される顧客に関しては、直ちに勧誘を中止すること。
- ( 3 ) 管理担当班責任者は、見込客カードの審査の結果、商品先物取引を行うのに不適格と認められた者に対しては勧誘を行わないよう担当外務員に指示することとする。
- ( 4 ) 担当外務員は、新規委託者からの受託にあたって、顧客から適合性の審査のために把握すべき顧客の属性情報が具体的に記載された「口座設定申込書」の提出を受け、審査のため管理担当班責任者に提出するものとする。

「口座設定申込書」(顧客が直接記入する)の記載事項は以下のとおりとする。

- 1) 氏名、性別、生年月日、家族構成、自宅住所
- 2) 職業(無職の場合は前職) 勤務先、勤務先住所
- 3) 資産状況、年収、住居の状態、投資可能金額(損失を被っても生活に支障のない金額)
- 4) 商品先物取引の経験、株式取引の経験、その経験年数及び時期
- 5) 受託契約を締結する目的
- 6) 商品先物取引アンケート
- 7) 個人情報の利用目的について
- 8) その他必要と認める事項
- 9) 個人名義口座の本人確認書類は公的機関による証明書とし、その写しの提出を受けるものとする

前号3)における「投資可能金額」とは、顧客が商品先物取引の担保として預託する取引証拠金(法第217条第1項第1号に規定する取引証拠金等をいい、相場の変動等によって追加的に預託が必要な追証拠金その他の種類の証拠金)の性質を十分に理解した上で、損失を被っても生活に支障のない範囲で取引証拠金等として差入れ可能な資金総額をいう。また既に商品先物取引によって、損失(評価損失も含む。)及び手数料並びに手数料に係わる消費税(以下「損失額」という。)が発生している場合には、顧客が当初届け出た投資可能金額から当該損失額等を控除した額を当該顧客の投資可能金額とする。なお、登録外務員は、この旨を顧客にわかりやすく説明しなければならない。登録外務員は、顧客による「口座設定申込書」の記載に際して、顧客を誘導してはならない。

- (5) 担当外務員は、前号に基づき「口座設定申込書」の提出を受け、それに基づく「顧客カード」を自ら作成し、管理担当班責任者に提出するものとする。また、顧客に対し、属性情報等に変更があった場合、当該外務員または管理部に申出るよう注意喚起を行い、顧客から変更の申出があった場合には新たに顧客カードを提出するものとする。
  - (6) 管理担当班責任者は、「顧客カード」の記載内容及び「勧誘の際の説明義務確認書 1、2」において委託者の適格性を精査し、特に「投資可能資金額」が顧客の資産及び収入に照らし合わせて整合性があることを審査し、「受託審査に係る調書」を作成し、総括管理責任者に提出する。また、必要に応じて、電話又は面談により口座設定申込書の記載内容について確認をおこなう。
  - (7) 総括管理責任者は、最終審査者として必要書類等の精査を行い、その所見(受託の適否の理由及びその根拠)を顧客カードに記載するとともに、受託の適否の判断を行うものとする。
  - (8) 適合性の審査が終了する前に約諾書の差入れを受けたり、取引証拠金等の受理又は取引の受託を行わないものとする。
- 2 顧客カードの写しは、全てこれを第2条第2項に定める総括管理責任者のもとに備え付けるものとする。
  - 3 顧客カードは、管理部が取引終了後10年間保存するものとする。

### **(勧誘の際の説明義務)**

第7条 商品先物取引の委託の勧誘にあたっては、「商品先物取引 - 委託のガイド」及び「受託契約準則」を交付し次に掲げる事項を十分説明するとともに、商品先物取引の投機的本質について危険開示を行い、顧客の判断と責任において取引を行うものであることを了知させるものとする。

- (1) 商品先物取引は現物の取引とは異なり、(商品の種類や相場の動向にもよるが)商品先物取引の担保として預託しなければならない商品取引所法で定める取引証拠金等の10~30倍程度の額の取引を行うものであり、相場の変動幅が小さくとも取引額全体では大きな額の変動(つまり、大きな利益又は損失)が生ずるハイリスク・ハイリターン取引であることや、相場が何円変動したら、いくら利益、損失が出る旨を計算例で示し具体的に説明する。
- (2) 商品先物取引は、預託した取引証拠金等が相場の変動によって短期間に減損するおそれがあり、預託した取引証拠金等の金額を上回る損失が発生するおそれがあることを説明する。
- (3) 取引証拠金等に関する事項について、相場の変動により損失が一定以上になった場合に、損失を確定させずに取引を継続したいのであれば、追加的な取引証拠金等を預託する必要があることを含む、商品先物取引の担保として預託が求められる全ての種類の証拠金について、その発生する仕組みも含めて説明する。
- (4) 委託手数料に関する事項について、取引の損益に加えて委託手数料がかかること及び委託手数料は売り、買い双方の取引に必要なか否か、さらに電子取引や大口取引等において異なる手数料体系を採用している場合の概要について説明する。
- (5) 禁止行為に関する事項について、禁止行為の概要及び当該行為が禁止されている趣旨について、顧客に理解できるよう分かりやすく説明する。
- (6) その他商品取引所法施行規則第104条に定める事項について、同様に説明する。
- (7) 相場の変動によって追証が発生することや、思惑と逆に行った時の対処方法について別紙により説明する。

2 説明義務の履行にあたっては、まず、(1)と(2)の事項について説明した上で、顧客が理解していることを書面にて確認するものとし、その確認後に(3)から(6)の事項について説明し、顧客が説明内容を理解していることを書面にて確認するものとする。

3 勧誘方針の策定について、適合性の原則に基づく勧誘を行うこと、迷惑となる方法、時間、場所等での勧誘を行わないこと、勧誘に当っては商品先物取引の仕組み、リスク等を十分説明することその他勧誘の適正の確保のために必要な事項を定めること。また、勧誘方針の公表について、顧客が見やすいように掲示し閲覧できるようにすること

### **(委託者の保護育成措置)**

第8条 当社は、商品先物取引に参入するにふさわしい健全な委託者層の拡大を図るため、商品先物取引の経験のない委託者または商品先物取引の経験の浅い委託者並びにこれと同等と判断される委託者については3ヵ月間の習熟期間を設け、次に掲げる保護育成措置を講ずるものとする。

- (1) 委託者に対し、第7条に定める説明を行うことにより商品先物取引についての十分な理解と認識を求めること。

- ( 2 ) 取引にあたっては、特に取引証拠金及び損失の発生についての理解を求め、余裕資金を保持した取引を励行させるとともに、当該委託者の資金力、取引経験等からみて明らかに不相当と判断される取引についてはこれを抑制する等の措置を講ずるものとする。
- ( 3 ) 新規委託者に対して以下の基準に区別して取扱うものとし、 以外は経験者として扱わないものとする。
- 商品先物取引の経験が直近の 3 年以内に延べ 90 日以上ある者
  - 商品先物取引経験者（上記 の要件を満たさぬ者）
  - 株式・債券等の信用取引・各種先物取引経験者
  - 株式・債権・転換社債・投資信託等の現物取引経験者
  - 取引未経験者（貯蓄目的の国債・金融債・中国ファンド・MMF 等の購入者、社内持株会の積立を含む）
- ( 4 ) 商品先物取引に対する理解度を判定するため下記の項目についてアンケート調査を 2 回行う。
- 第 1 回目のアンケートの結果、未だ理解が充分でないと思われる委託者については、再度説明を行う。
- 1 ) 「商品先物取引 - 委託のガイド」の内容についての理解
  - 2 ) 商品先物取引の損益発生仕組み及び損益計算方法の理解
  - 3 ) 取引証拠金の性格及び取引追証拠金の計算方法の理解
  - 4 ) 値幅制限についての理解
- 第 2 回目のアンケートで、未だ理解が充分でないと思われる委託者については、受託枚数の抑制等適切な措置を講ずることとする。
- ( 5 ) 上記に掲げるもののほか、商品先物取引の経験のない新たな委託者からの受託に係わる取扱いについては、別に定める「商品先物取引の経験のない新たな委託者からの受託に係わる取扱い要領」によるものとする。

#### **（取引本証拠金の額）**

第 9 条 取引本証拠金の額は、全ての上場商品につき、取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。

2 取引本証拠金の額等に係わる社内責任者として総括管理責任者を定め、その内容について社内に徹底するとともに、委託者に周知し、その記録を 3 年間保存する。

#### **（不正資金流入防止措置）**

第 10 条 当社は、次の各号に該当する者の受託にあたっては、不正資金の流入を回避するため、次項以下の措置を講ずるものとする。

- ( 1 ) 銀行・農業・漁業の協同組合、信用組合、信用金庫、郵便局などの金融機関で直接、または間接的に金銭、有価証券等の取扱いに係わる者
- ( 2 ) 証券会社、保険会社、消費者金融、信販会社、クレジットカード会社、ファイナンス会社、リース会社等ノンバンクで直接、または間接的に金銭、有価証券等の取扱いに係わる者
- ( 3 ) 国・地方公共団体その他公益機関で直接、または間接的に金銭、有価証券等の取扱いに係わる者

- (4)(1)(2)以外の民間企業等において直接、または間接的に金銭、有価証券等の取扱いに係わる者
- 2 前項各号に該当する委託者にとっては、預託時に当該資金が自己資金である旨を申述する直筆書面(「自己資金申出書」)の提出を求めるものとする。
  - 3 営業部並びに管理部(管理担当班)は、取引開始後も委託者の属性情報の的確な把握に努めるものとし、変更があった場合には、営業部は速やかに管理部へ報告するものとし、管理部は当該委託者に対し、電話又は面談により属性情報の変更を確認し、顧客カードを更新する。また、公金取扱者と判明した委託者に対し、第2項に基づき自己資金である旨の申出書の提出を求め、提出があるまで新たな証拠金の預託及び建玉の受注は行わない。なお、申出書の提出がない場合には、取引の決済を促し清算することとする。
  - 4 第1項各号に該当する委託者の差引金額(総入金額 - 総出金額)が、1,000万円を超えたときは、当該委託者の資金について調査を開始する。調査にあたっては、資金の性格や出所を把握するため、当該委託者しか知りえない資金の具体的な根拠を当該委託者より直接聴取することとする。なお調査に関しての記録を作成し、これを10年間保存するものとする。
  - 5 調査において当該委託者の資金が自己資金であることが確認できない場合、又はこれを拒んだ場合には、その後の新たな証拠金の預託及び建玉の受注は行なわず、取引の清算を要請することとする。
  - 6 調査は、管理部(管理担当班等)があたるものとし、営業部はこれを協力するものとする。
  - 7 当社は、委託者から不正資金による取引資金の預託を受けていたことが判明したときは、当該委託者に対し、直ちに決済するよう要請するとともに、その後の預託は不正資金の有無に係わらず受託しないものとする。

#### (委託者との入出金に係る管理措置)

- 第11条 委託者との間の入金及び出金は原則として振込みにより行う。なお、やむを得ず現金の受渡しを行う必要がある場合については委託者ごとにその必要性等について個別に総括管理責任者に報告し許可を得るものとする。
- 2 取引証拠金等を現金により受領する場合には、あらかじめ金額を記載した取引証拠金預り証の交付と同時に行うこと。
  - 3 外務員が委託者から現金で入出金したときは、顧客相談室長が当該委託者に対し、入出金の額、日時、担当外務員の氏名等について確認するものとする。
  - 4 現金の授受に当たっては、原則複数の役職員で対応すること。ただし、やむを得ず一人の外務員で対応する場合には、営業部門の責任者の承認を得るものとする。

#### (建玉制限)

- 第12条 当社は、取引所の市場管理要綱に定める建玉制限について、必要に応じて書面により通知する。
- 2 取引所の定める市場管理要綱とは別途に、当社は委託者から受託する枚数に制限を設けることがある。但し、制限を設けた場合には委託者にその主旨をよく説明し、理解を得た上で、取引に参加させるものとする。

#### **(委託者の疑義等の解明努力)**

第13条 当社は、委託者からの取引等に係わる疑義、相談等についての対応は、顧客相談室が行うものとする。

2 顧客相談室は、取引経緯等の記録の充実、整備により、積極的に委託者からの疑義の解明にあたりるとともに関係資料の提示等により早期に疑義の払拭を行うものとする。

#### **(違反者に対する懲戒)**

第14条 本規則に違反した者に対しては、当社が設置する受託業務指導委員会に諮り、これを懲戒する。但し、当該違反者は、同委員会に出席して弁明することができる。

#### **(広告等に係わる管理措置)**

第15条 広告等に関する規則に基づき、「経営上の責任体制」を明確にするため、受託業務管理規則における管理体制に組み入れ、社内管理責任者を総括管理責任者とし、適切な管理を行うものとする。

#### **(その他の管理措置)**

第16条 本規則で定める措置のほか、法令諸規則の遵守、会社リスク管理の向上等の観点から必要と考えられる管理措置を規定し、社内管理の充実を図るものとする。

#### **(受託業務管理規則の制定及び改正)**

第17条 受託業務管理に係わる経営上の責任を明確にするため、本規則の制定及び改正は取締役会の決議を経て行うものとする。

#### **(日本商品先物取引協会への届出)**

第18条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。これを変更したときも同様とする。

#### 附則

この規則は平成17年 5月11日より施行する

平成17年 8月18日 一部改正

平成18年11月29日 一部改正

平成19年 4月26日 一部改正

平成19年 9月30日 一部改正

平成20年 1月 4日 一部改正

平成21年11月27日 一部改正

## 商品先物取引の経験のない新たな委託者からの受託に係わる取扱要領

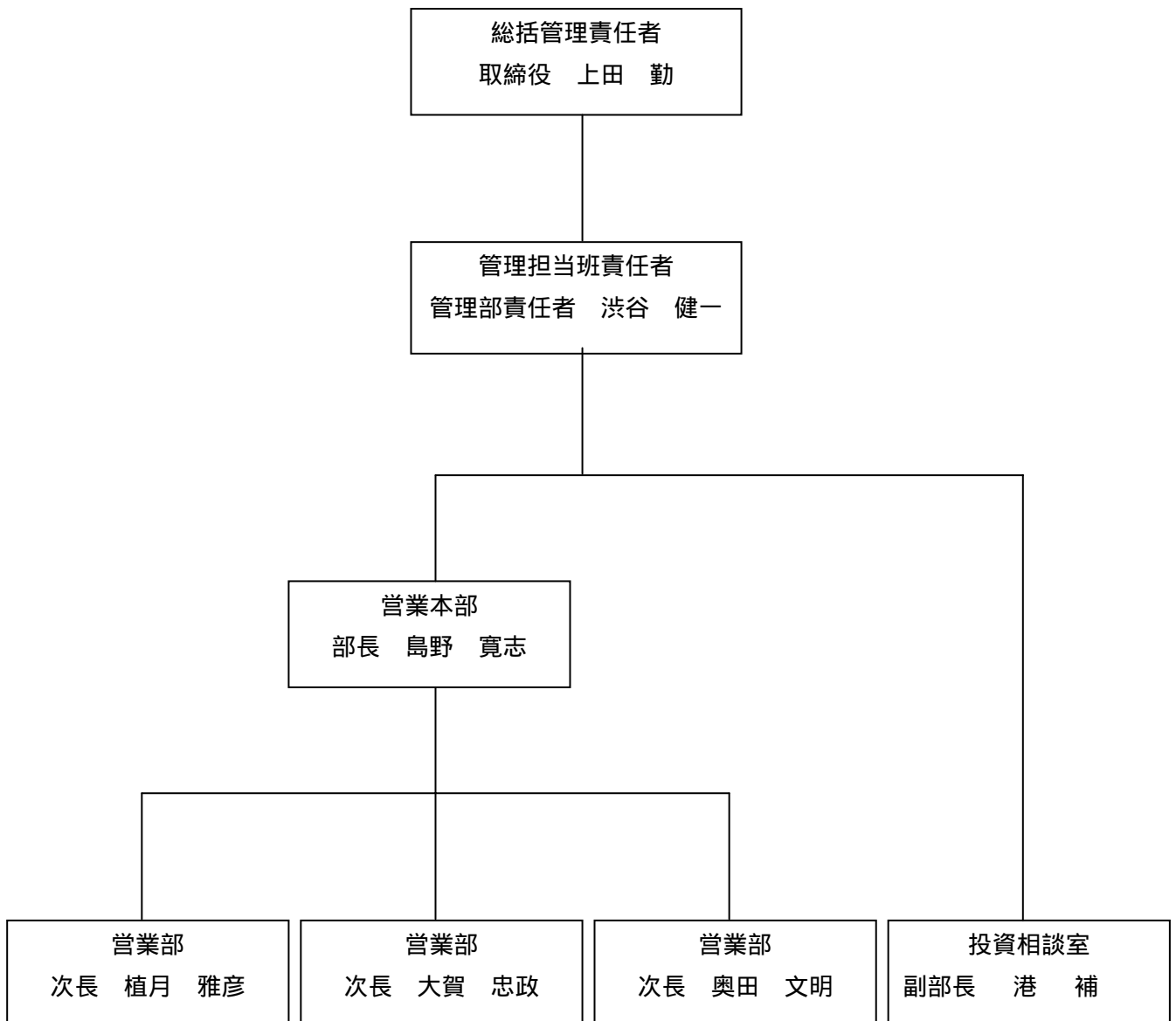
当社は、受託業務管理規則第8条第5号に基づき、商品先物取引の経験のない新たな委託者からの取引の受託を行うにあたっては、委託者の保護とその育成を図るため、当該委託者の資質、資力等を考慮した上で、相応の建玉枚数の範囲内において受託を行うよう、次の事項を遵守するものとする。

1. 当社は、直近の3年以内に延べ90日間以上の商品先物取引の経験のない者を未経験者と定め、取引開始から3ヶ月間の習熟期間における取引量を投資可能金額の3分の1までに制限するものとする。
2. 未経験者から習熟期間中に投資可能金額の3分の1を超える取引を希望する旨の申し出があった場合には、以下の要件を満たす場合であって、総括管理責任者が許可した場合に限り、当該取引を受託できるものとする。
  - (1) 委託者から、商品先物取引の経験のない者を保護するために取引量を制限する措置が設けられていること及び例外の要件を理解しているとともに、当該要件を自らが満たすことについて確認している旨の自書による書面での申告があること。
  - (2) 委託者が商品先物取引に習熟していることを客観的に確認できること。
2. 商品先物取引の未経験者に対する習熟期間(3ヶ月)の取引制限の解除に係わる最終審査は、総括管理責任者が行うものとする。ただし、以下の要件を満たす場合に限る。
  - (1) 「お取引についてのアンケートNo1」(ファックスも可)の提出があること。
  - (2) 直近の残高照合回答書1通の提出があること。
  - (3) 受託契約準則第11条第2項に定められた要件に係る取扱いの申出書の提出があること。
  - (4) 上記2の規定に基づく許可を受けた委託者にあつては、この限りではない。

### 附則

この取扱要領は平成17年 5月 1日から施行  
平成18年11月29日 一部改訂

## 管理担当班組織図



### 外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 登録外務員数
44名	9名	18名	35名

### 委託者に関する事項

期首 委託者数	新規委託者数	期末 委託者数
308名	182名	236名

## 苦情、紛争、訴訟に関する事項

### (a) 顧客等が提起したもの

	当該年度中の解決案件			当該年度中の未解決案件		
	苦情 相互の話し合い による解決	紛争 紛争処理機関 での解決	訴訟	苦情 相互に話し合い 中	紛争 紛争処理機関 で処理中	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 4件	0件	0件	0件	1件	0件	3件
前年度から継続している案件の件数 3件	2件	0件	0件	1件	0件	0件
合計 7件	2件	0件	0件	2件	0件	3件

- (注) 1. 苦情とは、受託等業務に関し、顧客等から当社に対して異義、不平、不満等が表明され、又は紛争処理機関に相互の話し合いによる解決の申出があったものをいう。
2. 紛争とは、受託等業務に関し、顧客等の異議、不平、不満等に起因する当社と顧客との主張の相違や対立が具体化し、顧客等から紛争処理機関にあっせん等の申出があったものをいう。
3. 紛争処理機関とは、日商協、商品取引所、主務大臣が指定する団体、消費者基本法又は弁護士法の規定によるあっせん機関等をいう。
4. 訴訟とは、裁判所に顧客等から提訴があったものをいう。
5. 一つの案件が苦情、紛争又は訴訟に重複して該当する場合には、最終時点の状態を記載している。例えば、苦情申出後に紛争に移行した場合には、苦情では記載せず紛争に記載し、苦情、紛争を経て訴訟に移行した場合は、苦情、紛争では記載せず訴訟で記載している。
6. (c) 表に記載する事案はこの表の件数には含まない。

( b ) 当社が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	紛争	訴訟	紛争	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件
前年度から継続している案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件
合計 0件	0件	0件	0件	0件

(注)(c)表に記載する事案はこの表の件数には含まない。

( c ) 双方が提起したもの

	当該年度中の解決案件	当該年度中の未解決案件
	訴訟	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 0件	0件	0件
前年度から継続している案件の件数 0件	0件	0件
合計 0件	0件	0件

(注)双方が提起したものとは、同一の事案について顧客及び当社がそれぞれ相手方に対して訴訟(反訴を含む)を提起したものをいう。

(d) 値合金処理に関するもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	事務処理ミス	システム障害	事務処理ミス	システム障害
当該年度に新規に発生した案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件
前年度から継続している案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件
合計 0件	0件	0件	0件	0件

- (注) 1. 事務処理ミスとは、委託者の注文の執行において、過失により事務処理を誤ることをいう。
2. システム障害とは、電子情報処理組織の異常により、委託者の注文の執行を誤ることをいう。

平成 22 年度中の解決

23 頁の「(a) 顧客等が提起したもの」当該年度中の未解決案件の当該年度に新規に発生した案件(苦情 1 件・訴訟 3 件)につきましては、苦情 1 件は平成 22 年 5 月 6 日、訴訟 3 件の内 2 件は、平成 22 年 6 月 9 日、同年 6 月 21 日に解決しております。

3. 経理の状況  
貸借対照表

貸借対照表  
(平成22年3月31日現在)

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>973,838,325</b>	<b>流動負債</b>	<b>543,165,905</b>
現金預金	351,113,480	未払金	7,252,796
前払費用	3,527,472	未払法人税等	490,714
保管有価証券	1,827,000	未払先物取引差金	1,282,700
差入保証金	429,558,812	未払費用	15,130,610
先物取引差金(委託)	120,408,200	預り金	4,899,706
未収入金	5,324,974	預り委託証拠金	514,109,379
未収収益	12,078,387		
委託者保護基金預託金	50,000,000	<b>固定負債</b>	<b>133,080,085</b>
		退職給付引当金	26,371,706
		長期未払金	49,561,000
		商品取引事故引当金	37,147,379
<b>固定資産</b>	<b>48,584,506</b>	<b>特別法上の準備金</b>	<b>19,776,514</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>7,497,806</b>	商品取引責任準備金	19,776,514
器具及び備品	7,467,806	(商品取引所法第211条)	
		<b>負債合計</b>	<b>676,022,504</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>2,786,000</b>	<b>純資産の部</b>	
ソフトウェア	2,786,000	<b>株主資本</b>	<b>346,400,327</b>
		<b>資本金</b>	<b>300,000,000</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>38,300,700</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>46,400,327</b>
長期未収債権	12,245,482	利益準備金	56,000,000
長期差入保証金	34,914,300	その他の利益剰余金	9,599,673
長期貸付金	1,791,647	別途積立金	200,000,000
会員権	2,000,000	繰越利益剰余金	209,599,673
貸倒引当金	12,650,729		
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>0</b>
		その他有価証券評価差額金	0
		<b>純資産合計</b>	<b>346,400,327</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,022,422,831</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>1,022,422,831</b>

損益計算書

損 益 計 算 書  
〔平成 21 年 4 月 1 日から  
平成 22 年 3 月 31 日まで〕

(単位：円)

科目	金額	
<b>営業収益</b>		
受取手数料収入	390,547,600	
売買損益	<u>64,169,000</u>	326,378,600
<b>営業費用</b>		
販売費及び一般管理費	<u>570,611,827</u>	<u>570,661,827</u>
<b>営業損失</b>		<b>244,283,227</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	1,554,790	
受取配当金	4,967,104	
その他の営業外収益	<u>57,786</u>	6,579,680
<b>営業外費用</b>		
貸倒引当金繰入	<u>2,579</u>	<u>2,579</u>
<b>経常損失</b>		<b>237,706,126</b>
<b>特別利益</b>		
商品責任準備引当金戻入	4,077,883	
投資有価証券売却益	1,565,984	
取引所脱退益	<u>20,322,170</u>	25,966,037
<b>特別損失</b>		
固定資産除却損	5,739	
その他の特別損失	<u>3,050,000</u>	<u>3,055,739</u>
<b>税引前当期純損失</b>		<b>214,795,828</b>
法人税・住民税及び事業税		<u>290,000</u>
<b>当期純損失</b>		<b>215,085,828</b>

## 株主資本等変動計算書

### 株主資本等変動計算書

平成 21 年 4 月 1 日から

平成 22 年 3 月 31 日まで

(単位：千円)

区分	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利 益 剰 余 金		利益剰余 金合計	
		資本 準備金	資本剰余 金合計		その他利益剰余金	利益剰余 金合計		
				別途 積立金	繰越利益 剰余金			
平成 21 年 3 月 31 日 残高	300,000	-	-	26,000	650,000	114,513	561,486	861,486
事業年度中の変動額								
利益準備金の取崩				30,000	450,000	420,000		
剰余金の配当						300,000	300,000	300,000
当期純損失						215,085	215,085	215,085
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	30,000	450,000	95,085	515,085	515,085
平成 22 年 3 月 31 日 残高	300,000	-	-	56,000	200,000	209,599	46,400	346,400

区分	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成 21 年 3 月 31 日 残高	-	-	861,486
事業年度中の変動額			
利益準備金の取崩			
剰余金の配当			300,000
当期純損失			215,085
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
事業年度中の変動額合計	-	-	515,085
平成 22 年 3 月 31 日 残高	-	-	346,400

## 個別注記表

### 【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

売買目的有価証券 市場価格に基づく時価法

満期保有目的債券 償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

保管有価証券は商品取引所法施行規則第 39 条の規定により(株)日本商品清算機構が定めた充用価格によっており、主な有価証券の価格は次のとおりであります。

利付国債証券 額面金額の 85%

社債(上場銘柄) 額面金額の 65%

株券(一部上場銘柄) 時価の 70%相当額

倉荷証券 時価の 70%相当額

保管借入有価証券は借入時の価格によっており、主な有価証券の価格は次のとおりであります。

株券(上場銘柄) 借り入れた日の前日の終値

公社債券 額面金額

#### (2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法

器具及び備品 3～15年

無形固定資産 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

#### (4) 引当金及び特別法上の準備金の計上基準

貸倒引当金

債券の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、財務内容評価法により回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

商品取引責任準備金

商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第 221 条の規定に基づき、施行規則に定める額を計上しております。

( 5 ) 消費税の会計処理

税抜き方式を採用しております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額 27,777 千円

2. 商品取引責任準備金

商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第 221 条の規定に基づき、同法施行規則に定める額を計上しております。

3. 担保に供している資産の内訳及び対応する債務の内訳は次のとおりであります。

イ. 担保資産

担保資産の内訳

現金及び預金 0 千円

ロ. 預託資産

取引証拠金等の代用として次の資産を取引所の受託会員を通じて(株)日本商品清算機構へ預託しております。

保管有価証券 1,827 千円

ハ. 分離保管資産

商品取引所法第 210 条の規定に基づき、日本商品委託者保護基金に分離保管しなければならない保全対象財産の金額は 5,458 千円であります。

なお、同法施行規則第 98 条の規定に基づく委託者資産保全措置額は 50,000 千円であります。

4. 無担保未収金

委託者未収金のうち、無担保未収金は、8,727 千円であります。また、発生から 1 年以上経過しているものは、8,727 千円であります。

5. 1 株当たり当期純損失 860 円 34 銭

【損益計算書に関する注記】

1. 受取手数料の内訳

商品先物取引	390,547 千円
合 計	390,547

2. 売買損益の内訳

商品先物決済損益	64,169 千円
合 計	64,169

## 財務比率

諸 項 目	比 率
( a ) 純資産額規制比率 [ 純資産額 ÷ リスク額 × 100 ]	2,297.36%
( b ) 純資産額資本金比率 [ 純資産額 ÷ 資本金額 × 100 ]	121.49%
( c ) 自己資本資本金比率 [ 自己資本 ÷ 資本金額 × 100 ]	115.47%
( d ) 自 己 資 本 比 率 [ 自己資本 ÷ 総資産額 × 100 ]	33.88%
( e ) 修正自己資本比率 [ 自己資本 ÷ 総資産額 × 100 ]	55.58%
( f ) 負 債 比 率 [ 負債合計額 ÷ 純資産額 × 100 ]	195.16%
( g ) 流 動 比 率 [ 流動資産額 ÷ 流動負債額 × 100 ]	179.29%

(注) 小数点第3位を四捨五入して表示しております。

丸梅株式会社 (2010年版)

－ 月 間 取 引 高 ・ 月 末 建 玉 状 況 －

平成21年度(平成21年4月～平成22年3月)

## 平成21年4月 月間売買高及び月末建玉数

上場商品の種類	加入商品取引所	月間取引高(枚)						月末建玉数(枚)					
		自己		委託		計		自己		委託		計	
		売	買	売	買	売	買	売	買	売	買	売	買
小豆	東京穀物商品取引所	211	211	118	133	329	344	12	12	163	32	175	44
一般大豆	東京穀物商品取引所	2,952	2,696	2,713	2,941	5,665	5,637	305	32	188	439	493	471
とうもろこし	東京穀物商品取引所	2,229	2,353	2,684	2,825	4,913	5,178	88	150	1,044	1,017	1,132	1,167
アラビカコーヒー	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ロブスタコーヒー	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生糸	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Non-GMO大豆	東京穀物商品取引所	0	0	8	6	8	6	0	0	3	10	3	10
ガソリン	中部大阪商品取引所	3,363	2,386	3,385	4,352	6,748	6,738	61	209	564	406	625	615
灯油	中部大阪商品取引所	2,498	3,374	4,183	3,312	6,681	6,686	395	7	212	605	607	612
軽油	中部大阪商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		11,253	11,020	13,091	13,569	24,344	24,589	861	410	2,174	2,509	3,035	2,919

## 平成21年5月 月間売買高及び月末建玉数

上場商品の 種類	加入商品 取引所	月間取引高(枚)						月末建玉数(枚)					
		自己		委託		計		自己		委託		計	
		売	買	売	買	売	買	売	買	売	買	売	買
小豆	東京穀物 商品取引所	284	287	197	339	481	626	0	3	64	75	64	78
一般大豆	東京穀物 商品取引所	1,328	1,470	915	809	2,243	2,279	178	47	164	309	342	356
とうもろこし	東京穀物 商品取引所	2,249	2,207	1,955	2,411	4,204	4,618	43	63	1,063	1,492	1,106	1,555
アラビカ コーヒー	東京穀物 商品取引所	0	0	3	0	3	0	0	0	3	0	3	0
ロブスタ コーヒー	東京穀物 商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生糸	東京穀物 商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Non-GMO 大豆	東京穀物 商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	3	10	3	10
ガソリン	中部大阪 商品取引所	1,732	2,544	3,063	2,261	4,795	4,805	0	960	1,397	437	1,397	1,397
灯油	中部大阪 商品取引所	2,443	1,811	2,513	3,145	4,956	4,956	1,027	7	343	1,368	1,370	1,375
軽油	中部大阪 商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		8,036	8,319	8,646	8,965	16,682	17,284	1,248	1,080	3,037	3,691	4,285	4,771

## 平成21年6月 月間売買高及び月末建玉数

上場商品の種類	加入商品取引所	月間取引高(枚)						月末建玉数(枚)					
		自己		委託		計		自己		委託		計	
		売	買	売	買	売	買	売	買	売	買	売	買
小豆	東京穀物商品取引所	425	414	344	245	769	659	8	0	110	22	118	22
一般大豆	東京穀物商品取引所	1,303	1,434	505	517	1,808	1,951	46	46	135	292	181	338
とうもろこし	東京穀物商品取引所	2,516	2,471	2,556	2,603	5,072	5,074	73	48	975	1,451	1,048	1,499
アラビカコーヒー	東京穀物商品取引所	0	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0
ロブスタコーヒー	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生糸	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Non-GMO大豆	東京穀物商品取引所	0	0	6	3	6	3	0	0	0	4	0	4
ガソリン	中部大阪商品取引所	3,070	2,130	3,910	4,305	6,980	6,435	0	0	1,023	458	1,023	458
灯油	中部大阪商品取引所	1,796	2,796	3,560	3,205	5,356	6,001	197	177	341	1,011	538	1,188
合計		9,110	9,245	10,881	10,881	19,991	20,126	324	271	2,584	3,238	2,908	3,509

## 平成21年7月 月間売買高及び月末建玉数

上場商品の 種類	加入商品 取引所	月間取引高(枚)						月末建玉数(枚)					
		自己		委託		計		自己		委託		計	
		売	買	売	買	売	買	売	買	売	買	売	買
小豆	東京穀物 商品取引所	564	570	571	703	1,135	1,273	45	43	63	107	108	150
一般大豆	東京穀物 商品取引所	1,103	1,121	1,297	1,179	2,400	2,300	1	19	174	213	175	232
とうもろこし	東京穀物 商品取引所	1,342	1,412	1,766	1,601	3,108	3,013	7	52	1,043	1,354	1,050	1,406
アラビカ コーヒー	東京穀物 商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ロブスタ コーヒー	東京穀物 商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生糸	東京穀物 商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Non-GMO 大豆	東京穀物 商品取引所	0	0	3	0	3	0	0	0	0	1	0	1
ガソリン	中部大阪 商品取引所	1,447	1,421	3,007	3,570	4,454	4,991	0	0	695	693	695	693
灯油	中部大阪 商品取引所	1,221	1,171	2,906	2,312	4,127	3,483	176	106	630	706	806	812
合計		5,677	5,695	9,550	9,365	15,227	15,060	229	220	2,605	3,074	2,834	3,294

## 平成21年8月 月間売買高及び月末建玉数

上場商品の 種類	加入商品 取引所	月間取引高(枚)						月末建玉数(枚)					
		自己		委託		計		自己		委託		計	
		売	買	売	買	売	買	売	買	売	買	売	買
小豆	東京穀物 商品取引所	233	235	238	147	471	382	0	0	102	55	102	55
一般大豆	東京穀物 商品取引所	546	528	273	225	819	753	0	0	130	121	130	121
とうもろこし	東京穀物 商品取引所	911	866	1,685	1,638	2,596	2,504	0	0	951	1,215	951	1,215
アラビカ コーヒー	東京穀物 商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ロブスタ コーヒー	東京穀物 商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生糸	東京穀物 商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Non-GMO 大豆	東京穀物 商品取引所	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
ガソリン	中部大阪 商品取引所	65	71	3,589	3,864	3,654	3,935	0	0	555	828	555	828
灯油	中部大阪 商品取引所	168	238	3,859	3,387	4,027	3,625	0	0	850	454	850	454
合計		1,923	1,938	9,645	9,261	11,568	11,199	0	0	2,588	2,673	2,588	2,673

## 平成21年9月 月間売買高及び月末建玉数

上場商品の 種類	加入商品 取引所	月間取引高(枚)						月末建玉数(枚)					
		自己		委託		計		自己		委託		計	
		売	買	売	買	売	買	売	買	売	買	売	買
小豆	東京穀物 商品取引所	125	120	209	145	334	265	5	0	156	45	161	45
一般大豆	東京穀物 商品取引所	373	373	145	173	518	546	25	25	30	49	55	74
とうもろこし	東京穀物 商品取引所	794	769	1,082	1,137	1,876	1,906	25	0	857	1,176	882	1,176
アラビカ コーヒー	東京穀物 商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ロブスタ コーヒー	東京穀物 商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生糸	東京穀物 商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Non-GMO 大豆	東京穀物 商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ガソリン	中部大阪 商品取引所	327	327	2,747	3,036	3,074	3,363	0	0	519	1,081	519	1,081
灯油	中部大阪 商品取引所	35	35	2,928	2,744	2,963	2,779	0	0	1,067	487	1,067	487
合計		1,654	1,624	7,111	7,235	8,765	8,859	55	25	2,629	2,838	2,684	2,863

## 平成21年10月 月間売買高及び月末建玉数

上場商品の 種類	加入商品 取引所	月間取引高(枚)						月末建玉数(枚)					
		自己		委託		計		自己		委託		計	
		売	買	売	買	売	買	売	買	売	買	売	買
小豆	東京穀物 商品取引所	437	432	524	580	961	1,012	18	8	191	136	209	144
一般大豆	東京穀物 商品取引所	417	417	262	350	679	767	0	0	17	124	17	124
とうもろこし	東京穀物 商品取引所	660	677	1,279	1,059	1,939	1,736	11	3	805	904	816	907
アラビカ コーヒー	東京穀物 商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ロブスタ コーヒー	東京穀物 商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生糸	東京穀物 商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Non-GMO 大豆	東京穀物 商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金	中部大阪 商品取引所	0	0	198	202	198	202	0	0	20	24	20	24
ガソリン	中部大阪 商品取引所	120	120	4,043	3,694	4,163	3,814	0	0	567	780	567	780
灯油	中部大阪 商品取引所	222	222	2,923	3,079	3,145	3,301	0	0	848	424	848	424
合計		1,856	1,868	9,229	8,964	11,085	10,832	29	11	2,448	2,392	2,477	2,403

## 平成21年11月 月間売買高及び月末建玉数

上場商品の 種類	加入商品 取引所	月間取引高(枚)						月末建玉数(枚)					
		自己		委託		計		自己		委託		計	
		売	買	売	買	売	買	売	買	売	買	売	買
小 豆	東京穀物 商品取引所	257	257	204	251	461	508	28	18	165	157	193	175
一般大豆	東京穀物 商品取引所	213	213	481	437	694	650	5	5	12	75	17	80
とうもろこし	東京穀物 商品取引所	498	506	662	589	1,160	1,095	0	0	869	895	869	895
アラビカ コーヒー	東京穀物 商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ロブスタ コーヒー	東京穀物 商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生 糸	東京穀物 商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Non-GMO 大 豆	東京穀物 商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金	中部大阪 商品取引所	0	0	748	822	748	822	0	0	60	138	60	138
ガソリン	中部大阪 商品取引所	0	0	3,428	3,235	3,428	3,235	0	0	746	766	746	766
灯 油	中部大阪 商品取引所	132	132	2,279	2,821	2,411	2,953	0	0	618	736	618	736
合計		1,100	1,108	7,802	8,155	8,902	9,263	33	23	2,470	2,767	2,503	2,790

## 平成21年12月 月間売買高及び月末建玉数

上場商品の 種類	加入商品 取引所	月間取引高(枚)						月末建玉数(枚)					
		自己		委託		計		自己		委託		計	
		売	買	売	買	売	買	売	買	売	買	売	買
小 豆	東京穀物 商品取引所	177	185	129	255	306	440	10	8	110	228	120	236
一般大豆	東京穀物 商品取引所	162	161	624	590	786	751	24	23	30	59	54	82
とうもろこし	東京穀物 商品取引所	259	257	910	987	1,169	1,244	2	0	605	708	607	708
アラビカ コーヒー	東京穀物 商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ロブスタ コーヒー	東京穀物 商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生 糸	東京穀物 商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Non-GMO 大 豆	東京穀物 商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金	中部大阪 商品取引所	0	0	1,747	1,798	1,747	1,798	0	0	101	230	101	230
ガソリン	中部大阪 商品取引所	30	30	3,577	3,110	3,607	3,140	0	0	1,090	643	1,090	643
灯 油	中部大阪 商品取引所	0	0	2,718	3,048	2,718	3,048	0	0	531	979	531	979
合計		628	633	9,705	9,788	10,333	10,421	36	31	2,467	2,847	2,503	2,878

## 平成22年1月 月間売買高及び月末建玉数

上場商品の 種類	加入商品 取引所	月間取引高(枚)						月末建玉数(枚)					
		自己		委託		計		自己		委託		計	
		売	買	売	買	売	買	売	買	売	買	売	買
小豆	東京穀物 商品取引所	65	57	202	82	267	139	10	0	101	99	111	99
一般大豆	東京穀物 商品取引所	92	93	601	518	693	611	20	20	106	52	126	72
とうもろこし	東京穀物 商品取引所	170	190	1,194	815	1,364	1,005	0	18	990	714	990	732
アラビカ コーヒー	東京穀物 商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ロブスタ コーヒー	東京穀物 商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生糸	東京穀物 商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Non-GMO 大豆	東京穀物 商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金	中部大阪 商品取引所	0	0	1,197	1,096	1,197	1,096	0	0	144	172	144	172
ガソリン	中部大阪 商品取引所	0	0	3,566	3,752	3,566	3,752	0	0	1,109	848	1,109	848
灯油	中部大阪 商品取引所	21	21	2,778	2,627	2,799	2,648	0	0	660	957	660	957
合計		348	361	9,538	8,890	9,886	9,251	30	38	3,110	2,842	3,140	2,880

## 平成22年2月 月間売買高及び月末建玉数

上場商品の 種類	加入商品 取引所	月間取引高(枚)						月末建玉数(枚)					
		自己		委託		計		自己		委託		計	
		売	買	売	買	売	買	売	買	売	買	売	買
小豆	東京穀物 商品取引所	78	91	256	221	334	312	0	3	148	111	148	114
一般大豆	東京穀物 商品取引所	87	87	98	159	185	246	0	0	43	50	43	50
とうもろこし	東京穀物 商品取引所	75	72	488	692	563	764	0	15	693	621	693	636
アラビカ コーヒー	東京穀物 商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ロブスタ コーヒー	東京穀物 商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生糸	東京穀物 商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Non-GMO 大豆	東京穀物 商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金	中部大阪 商品取引所	0	0	626	584	626	584	0	0	77	63	77	63
ガソリン	中部大阪 商品取引所	0	0	3,365	3,238	3,365	3,238	0	0	1,082	694	1,082	694
灯油	中部大阪 商品取引所	0	0	2,760	2,624	2,760	2,624	0	0	657	818	657	818
合計		240	250	7,593	7,518	7,833	7,768	0	18	2,700	2,357	2,700	2,375

## 平成22年3月 月間売買高及び月末建玉数

上場商品の 種類	加入商品 取引所	月間取引高(枚)						月末建玉数(枚)					
		自己		委託		計		自己		委託		計	
		売	買	売	買	売	買	売	買	売	買	売	買
小豆	東京穀物 商品取引所	21	18	117	105	138	123	0	0	191	142	191	142
一般大豆	東京穀物 商品取引所	0	0	15	5	15	5	0	0	46	43	46	43
とうもろこし	東京穀物 商品取引所	40	25	473	517	513	542	0	0	698	670	698	670
アラビカ コーヒー	東京穀物 商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ロブスタ コーヒー	東京穀物 商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生糸	東京穀物 商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Non-GMO 大豆	東京穀物 商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金	中部大阪 商品取引所	0	0	254	212	254	212	0	0	95	39	95	39
ガソリン	中部大阪 商品取引所	5	5	3,322	3,101	3,327	3,106	0	0	1,193	584	1,193	584
灯油	中部大阪 商品取引所	0	0	3,876	4,247	3,876	4,247	0	0	592	1,124	592	1,124
合計		66	48	8,057	8,187	8,123	8,235	0	0	2,815	2,602	2,815	2,602